

三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成18年厚生労働省告示第269号）及び福祉用具専門相談員について（平成18年老振発第0331011号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 三重県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会として3年間の期間を定めて指定することができるものとする。

2 講習実施者に関する要件

- 一 指定講習会を実施する者は、法人であるものとする。
- 二 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
 - ① 名簿の作成及び知事への送付
 - ② 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出
 - ③ 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと
- 三 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- 四 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類を整備し、指定講習会に関する関係書類は、5年間保存すること。ただし、指定講習会の修了者名簿は、永久保存すること。
- 五 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- 六 講習実施者は、事業所の所在地以外で講習会を実施する場合は、講習会実施場所を管轄する都道府県へ次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書（控）
 - ② 福祉用具専門相談員指定講習会指定通知書（控）
 - ③ 福祉用具専門相談員指定講習会事業計画書（講習会実施場所分）
 - ④ その他講習会実施場所を所管する都道府県が必要とする書類
- 七 講習実施者が、本県又は他の都道府県により研修事業者としての指定を取り消された者又はその取消の日から起算して5年を経過していない者ではないこと。
- 八 講習実施者が、介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、

指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消された者又は、その取消の日から5年を経過していない者ではないこと。

3 事業内容に関する要件

- 一 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。
- 二 終了評価については別紙1に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を一時間程度の筆記試験により評価すること。なお、修了評価に要する時間は講習課程には含まないものとする。また、知識・技術の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行うこと。

三 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

- ① 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること
- ② 一の講習について3名以上の講師で担当すること
- ③ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること
- ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること

四 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 講習の名称
- ③ 事業所の所在地
- ④ 講習期間
- ⑤ 講習課程
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 修了評価の実施方法
- ⑧ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- ⑨ 年間の開講期間
- ⑩ 受講手続き
- ⑪ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

4 募集に関する要件

- 一 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- 二 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

- ① 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚

生省令第37号)第194条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること

② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること

③ その他、講習会の内容に関する重要事項

5 修了年限に関する要件

別紙1に定める講習課程については、概ね8日程度で修了することとし、地域の実情等により8日程度で実施できない場合は、3か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

6 受講料等の額

受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

7 本人確認

講習会の受講申込受付時又は講習時に本人であるかどうかの確認をすること。

(指定申請手続等)

第3条 指定の申請

講習会の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、次に掲げる事項について様式1及びその添付書類を知事へ提出すること。

- ① 申請者の名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 講習会の名称及び課程
- ③ 事業所の所在地
- ④ 運営規程
- ⑤ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- ⑥ 収支予算書及び向こう2年間の財政計画
- ⑦ 定款その他の基本約款
- ⑧ 事業計画表及び講習ごとの時間割表
- ⑨ 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書(講師本人の署名のあるものに限る。)
- ⑩ 講習で利用する施設の平面図及び設置者の氏名(法人にあっては、名称)
- ⑪ 申請者の事業概要及び資産状況
- ⑫ 受講料等の設定方法及び改定方法
- ⑬ 募集案内等受講希望者に提示する書類

2 変更の届出

一 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があった場合には、様式2に関係書類を添付し、10日以内に知事へ提出することとする。また、前項の①については、法人登記簿の履歴事項全部証明書、前項の⑦については、変更後の定款等を添付すること。

二 講習内容に関する事項

講習の内容について変更する場合には、様式2に変更後の講習課程(カリキュラム)のほか関係書類を添付し、10日以内に知事へ提出することとする。

3 廃止、休止又は再開の届出

申請者は、事業の廃止、休止若しくは再開したときには、様式3～5を10日以内に知事へ提出することとする。

4 指定の更新

第2条に定める期間を満了した後も継続して講習会の指定を受けようとする者は、指定の期限の切れる1か月前までに、次に掲げる事項について様式7及びその添付書類を知事へ提出すること。

① 運営規程

② 収支予算書及び向こう2年間の財政計画

5 事業計画の提出

指定講習会を実施する者は、年度ごと(指定の日の属する年度を除く)に、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、次に掲げる事項について様式6及びその添付書類を知事へ提出するものとする。

① 事業計画表及び講習ごとの時間割表

② 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書(講師本人の署名のあるものに限る。)

③ 講習で利用する施設の平面図及び設置者の氏名(法人にあっては、名称)

④ 講習ごとの収支予算書

⑤ 受講料等の設定方法及び改定方法

⑥ 募集案内等受講希望者に提示する書類

6 指定の通知

知事は、第1項又は第4項の指定申請があった場合、内容を精査し、指定を決定した時は、申請者へ指定を通知するものとする。

(名簿等の提出)

第4条 名簿の提出

講習会を行う者は、毎事業年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿を知事へ提出すること。

- ① 福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日
- ② 修了年月日
- ③ 修了証明書の番号

2 事業報告書の提出

講習会を行う者は、毎事業年度修了後 2 月以内に、次に掲げる事項について様式 8 及びその添付書類を知事へ提出すること。

- ① 開催日時及び場所
- ② 受講者数及び修了者数
- ③ 講習課程（カリキュラム）
- ④ 講習会時間割表
- ⑤ 担当講師一覧
- ⑥ 収支決算書
- ⑦ 受講生出席簿
- ⑧ 修了証書及び携帯修了証明書の様式

（修了証書の交付等）

第 5 条 指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙 3 に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

（指定の取消し）

第 6 条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- 一 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、第 2 条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- 二 指定講習会を実施する者が、不正の手段により第 2 条の指定を受けたとき。
- 三 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- 四 指定講習会を実施する者が、前条の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

（指定等の公示）

第 7 条 この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公示するものとする。

（同程度以上の講習と認められる課程）

第 8 条 第 1 条に定める指定講習会と同等以上の講習と認められる過程とは、廃止前の「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準第 194 条に規定する講習会を指定する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 121 号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会であるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に規定するもののほか、福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成27年4月1日以降に開始する指定講習会から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成28年4月1日以降に開始する指定講習会から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年6月1日以降に開始する指定講習会から適用する。